

消費者庁では毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者トラブル防止に向けた啓発活動を集中的に実施しています。今年の統一テーマは「“消費”で築く新しい日常」です。

昨年、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大するとともに誤った情報が拡散し、マスクやティッシュなどの衛生品が買い占め・買いだめされ、品薄となりました。ステイホーム期間が長引く中、需要が高まっている通信販売に関するトラブルの報告件数も増加しています。

また、失業や減収で心理的に不安定な状態になっている消費者の心理につけ込む、新たな悪質商法によるトラブルも発生しています。

コロナ禍で社会情勢の変化が著しい今こそ、「新しい日常」の中で正しい情報を見極め、冷静に判断することが大切です。消費者庁・国民生活センターのホームページなどの情報を参考に、一人一人が社会全体のことを考えて行動するようにしましょう。

県消費生活センターでは19～31日、県庁1階の「ジョンダナホール」で、「消費者月間」に合わせたパネル展示などを行います。また、県立図書館において県金融広報委員会と共催し、消費とお金に関する企画展示を開催中です。ぜひご覧ください。